

| 項目                              | 主な実施事項  |
|---------------------------------|---|
| <p>情報通信機器産業における調達行動のあり方（理念）</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電機、電子、情報通信分野における未来社会を築くために広く世界に目を向け、あらゆる可能性に臨み、我々が必要とする技術、技能を有する事業者（以下「パートナー」という。）と価値感を共有しながら、それぞれが持てる価値の結合に取り組む</li> <li>2. パートナーが提供する価値を正当に評価し、我々が得た付加価値との間で正当に配分する</li> <li>3. パートナーの可能性を最大限に高めるために、価値の協創を進める</li> <li>4. 前2項の評価を顕し、また、パートナーの経営の健全化及び技術力・生産性の一層の向上を支援するために、下請代金支払の適正化に努める</li> </ol>   |
| <p>I. 1.合理的な価格決定</p>            | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 価格決定の考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請代金の決定にあたって、原価低減目標の数値のみの提示しての要請、原価低減要請に応じることを発注継続とすること、口頭で削減幅を示唆することなどは行わないことを徹底する</li> <li>・パートナーと親事業者の貢献度合いを適正に評価し、反映する</li> <li>・材料費、光熱費用、為替の価格変動及び最低賃金の引き上げを反映した適切な労務費用・配送費用を反映する</li> <li>・注文ごと、納品回ごと又は生産回ごとの取引内容を反映しながら協議し、価格を決定する</li> </ul> </li> <li>② 協議の経過及び決定の考え方について明確なエビデンスを作成保存し、価格決定の正当性を保障する</li> <li>③ 上記①②を社内手続きへ反映する</li> </ol>  |
| <p>2.下請代金支払いの適正化</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り現金払いとすべく現金化比率の改善に努める</li> <li>・手形等により下請代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることがないよう、割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。</li> <li>・手形サイトは、将来的に60日を目標として改善に努める。</li> </ul>   |
| <p>3.型管理の適正化</p>                | <ol style="list-style-type: none"> <li>①金型寄託のあり方 <p>会員各社は、基準及びガイドラインに沿い、金型寄託の方法について次の内容を骨子とするルールやマニュアルを作成する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「量産終了の時期」の考え方を示す</li> <li>・量産終了後における金型寄託の法的根拠を明らかにする</li> <li>・運用基準に記載されている「型・治具の無償保管要請」は行わないことを徹底する</li> <li>・別途の有償の寄託契約を締結や、下請事業者と十分に協議などにより、量産終了後における保管期間及び保管費用、保守費用を明らかにして、金型の保管に必要な費用は親事業者が負担する</li> </ul> </li> <li>②補給品の価格決定の考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金型の保管費用・保守費用を明らかにし、補給品の注文回ごとに協議する</li> <li>・量産時と対比して、少量生産に伴う固定費の回収単価を考慮して協議する</li> <li>・補給品の注文回ごとに、材料費、光熱費用、為替の変動及び適切な労務費用・配送費用を考慮して協議する</li> </ul> </li> </ol> |

# 電子情報技術産業協会（JEITA）自主行動計画（案）の概要

| 項目                     | 主な実施事項  |
|------------------------|---|
| Ⅱ．下請ガイドラインの遵守          | 「情報通信機器産業適正取引ガイドライン」の内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達においてこれを徹底させ、不適切な行為を行わない  |
| Ⅲ．適正取引のための各社の取組みの徹底・浸透 | <ul style="list-style-type: none"><li>・会員各社の会社規則等の改定、発注システムの改変</li><li>・ガイドライン等の改正、自主行動計画等の教育資料への反映</li><li>・社内教育の実施</li><li>・「JEITA下請法遵守マニュアル」（昭和60年初版）の活用</li><li>・適正取引の保障：通報制度の活用</li></ul>  |
| Ⅳ．業界全体及びJEITAでの取組み     | <ul style="list-style-type: none"><li>・本計画の公表と電機・電子産業他団体への共同歩調の呼びかけ</li><li>・会員各社によるサプライチェーンへの浸透と協力要請</li><li>・「JEITA下請法遵守マニュアル」の改訂と、電機・電子産業全般への活用の推奨</li><li>・中小企業庁（取引課長又は統括検査官等）による講習会の開催</li><li>・JEITA資材管理専門委員会における「下請法遵守にかかわる情報交換」のテーマ常設</li></ul> |
| Ⅴ．教育の徹底、人材の育成          | <ul style="list-style-type: none"><li>・会員各社においては、すべての関係者に下請法等を十分に理解させ、関係する役員・従業員に対して教育を徹底する</li><li>・JEITAとしては、会員各社における遵法の核となるべき人材の養成に努める</li></ul>   |
| Ⅵ．パートナーとの協創関係の深耕       | <ul style="list-style-type: none"><li>・日常からの各種ワーキング活動、パートナーの事業所、工場を訪問などを通じ、経営上の悩みの相談、工程改善、品質改善、生産性向上等に関する提案など、双方にとってWin&amp;Winとなる関係の構築に努める。</li><li>・サプライチェーン全体の機能維持のために、下請事業者に対し計画的な事業承継の準備を促すなど適切な対応を行う</li></ul>                                    |
| Ⅶ．定期的な検証               | <ul style="list-style-type: none"><li>・会員各社は、日常的にいわゆる「異常値管理」や、遵法責任部署による自己検証制度などによる不適切な事象の管理・是正、「内部統制」による牽制を行う</li><li>・JEITAは、中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、毎年、会員各社に対して本計画の進捗状況について報告を求め、各社の行動を促進する</li></ul>                                     |
| Ⅷ．ベストプラクティスの登壇         | 会員各社からベストプラクティス事例の収集を行い、内容を取り纏め、その事例を「JEITA下請法遵守マニュアル」へ収載し、広く電機・電子産業内外に紹介する。また、その後、年度ごとに事例の収集を行う  |